

2023年3月16日

各 位

上場会社名 東 洋 建 設 株 式 会 社  
代 表 者 代表取締役専務執行役員 藪下貴弘  
(コード番号 1890 東証プライム)

### Yamauchi-No. 10 Family Office らに対する書簡送付に関するお知らせ

当社取締役会は、合同会社 Yamauchi-No. 10 Family Office 及び株式会社 KITE(以下「YFO ら」といいます。)による当社の完全子会社化に関する提案について十分な検討を行うため、YFO らに対して、当該検討に必要な情報の提示を繰り返し依頼してきましたが、未だに YFO らから当該情報の提示を受けられておりません。

当社取締役会は、このような状況に鑑み、YFO らに対し、2023年3月15日付けで書簡(以下「本書簡」といいます。)を送付し、当社としては、引き続き当該情報の提示をお願いするものの、YFO らが当該情報を提示できない場合でも当社取締役会との面談を設定する意向がある旨を連絡いたしました。また、YFO らは、当社取締役会宛ての3月9日付け書簡で、「情報提供の前提」として、複数の質問を行ってきたため、当社取締役会は、本書簡において、これらの質問に回答いたしました。もっとも、これらの質問の大半は、既に当社取締役会から書面で回答済みのものばかりです。

当社は、株主の皆様に対して適切な情報提供を行うべく、別紙のとおり、本書簡を公表いたします。

なお、本書簡にも記載のとおり、当社特別委員会は YFO らに対して3月6日付けで質問事項を送付したとのことですが、本書簡送付後、当社特別委員会は YFO らから回答を受領したとのことです。現在、当社特別委員会は、当社取締役会とは独立して YFO らの提案の評価・検討を進めており、当社取締役会は、特別委員会と YFO らの間のやりとりの内容は関知しておりません。もっとも、YFO らは、従前プレスリリース等を掲載しているウェブサイト上に上記回答を公表しており、当社取締役会としても、当社特別委員会とは別に、当該公表内容を精査して参ります。

記

別紙： 当社取締役会への情報提示及び当社取締役会との面談のお願い並びに貴社らの  
2023年3月9日付け書簡について

以 上

別紙

2023年3月15日

合同会社 Yamauchi-No. 10 Family Office

代表社員 山内 万丈 様

最高投資責任者 村上 皓亮 様

東洋建設株式会社

取締役会議長

代表取締役社長

武澤 恭司

**当社取締役会への情報提示及び当社取締役会との面談のお願い**  
**並びに貴社らの2023年3月9日付け書簡について**

当社取締役会は、2023年1月10日、改めて、貴社らが要請していた公開情報には含まれない当社の経営に関する情報の提供を可能な範囲で行うことにより、より具体的な施策を含む当社の企業価値向上策及びそれに基づく当社企業価値に関する定量的な分析を貴社らから提示して頂きたい旨を決議した上、当該当社の経営に関する情報を貴社らに提供するとともに、貴社らに対して、再三に亘り、上記情報の提示をお願いしてきました。それにもかかわらず、2か月以上経過した本日に至っても貴社らから当該情報の提示を受けられていないことは遺憾であると考えております。

ご案内のとおり、現在、当社特別委員会も貴社らの提案を検討・評価しており、本年3月末頃までに当社取締役会に対して答申を行う予定です。当社取締役会は、貴社らから上記情報の提示を受けた後、速やかに当社取締役会との面談を設定させて頂くことをお伝えしておりましたが、現在の状況に鑑みて、当社特別委員会が上記答申までに可能な限り貴社らの提案に関する情報を得た上で当該提案を検討できるようにすることが、当社の中長期的な企業価値及び株主の皆様の利益の確保・向上に資すると判断し、貴社らが上記情報の提示を行うことができない場合でも、今後速やかに当社取締役会との面談を設定させて頂く所存です。

そのため、当社取締役会は、引き続き、貴社らに対して上記情報の提示をお願いするものですが、貴社らが当該情報の提示を行うことができない場合には、面談の日程を調整致しますので、面談に応じて頂けるか否かについて早急にご意向をご連絡ください。

加えて、貴社らの2023年3月9日付け書簡には、同年3月6日付けで当社特別委員会からの質問事項を受領した旨が記載されています。当社特別委員会は、当社取締役会とは独立して検討を行っており、当社取締役会は、当該質問には関与しておりませんが、当社特別委員会からは、未だ貴社らから回答頂けていない旨伺っております。貴社らにおかれましては、当社取締役会に対する質問を繰り返して当該質問への回答を避けるのではなく、早急にご回答頂くようお願い致します。

貴社らの同年2月15日付け書簡の質問に関する当社取締役会の考えは当社の同年2月20日付け書簡に記載したとおりですが、貴社らの同年3月9日付け書簡の追加質問への回答と併せて再度お知らせしますので、本書簡の別紙をご参照ください。

なお、貴社らは、2023年2月16日付けのプレスリリースにおいて、当社特別委員会の各委員個人に対して、何ら具体的・合理的な根拠もなく、誤った事実認識による憶測に基づいて一方的に批判を行う等、当社特別委員会の各委員に不当な圧力を与えて、貴社らの提案に関する検討及び評価を萎縮させようとしておられます。これに加えて、貴社らは、2023年3月6日、当社に対して、貴社らの提案等に対する当社の検討・意思決定過程を会社法第316条第2項に定める調査者に調査させる旨の議題等を目的とする株主総会の招集を求めています。これは、当社取締役会及び当社特別委員会による貴社らの提案の検討に圧力を加えて貴社らに有利な判断を引き出そうとする不当な目的によるものであると考えております。

また、貴社らは、2023年3月13日付けのプレスリリースにおいて、当社による3月10日付けプレスリリースが公表されるまで、当社特別委員会による答申のスケジュールが開示されていなかった旨述べられていますが、当社は、2月15日付けプレスリリースにおいて、「2023年3月末頃までに答申することを予定しております」と明確に開示しております。買収の提案者並びに買収の対象会社及び株主等にとって、対象会社による提案の検討スケジュールは非常に重要な情報であることは明らかであり、そのような重要情報について、明確に開示されている情報を確認されないまま当社取締役会及び特別委員会の「ガバナンス上の瑕疵」を指摘し、強引に調査者の選任まで求める貴社らの行動は、真摯な買収者としての姿勢としては甚だ疑問であり、貴社らが、専ら自らに有利な判断を引き出そうという目的の下に行動しておられることの表れの一つと考えざるを得ません。

当社取締役会は、貴社らのこのような姿勢は、企業買収を行おうとする者の姿勢として極めて問題のあるものと考えておりますが、当社取締役会及び当社特別委員会による貴社らの提案の公正な検討プロセスに協力をして頂くよう重ねて強くお願い致します。

以 上

## 別 紙

### 1. 貴社らの2023年3月9日付け書簡別紙への回答

上記書簡別紙に記載されたご質問は、いずれも、貴社らの2月15日付け書簡の質問と同内容と理解しておりますが、これらについてはいずれも、当社の2023年2月20日付け書簡で回答差し上げたとおりです。

#### (1) 当社取締役会による情報提供依頼について(質問1及び2について)

当社の2月20日付け書簡2頁の1.をご参照ください。なお、ご参考までに、該当箇所を以下に再掲します。

当社は、2022年5月に貴社らから「東洋建設の経営方針・企業価値向上策(案)」のご提示を受けましたが、当社の個別の事業領域や課題に関する優位性を備えた具体的な施策が不足しており、また、当社の企業価値に関する定量的な分析が示されていないため、当社取締役会が十分な検討を行って貴社らの提案に賛同するか否かを判断することは困難でした。そのため、当社はその後一貫して、貴社らに対して当該判断に必要な情報のご提示をお願いしてきました。これに対して、貴社らからは、本年1月までの間に、2022年7月5日及び12月9日に追加情報の提供がありましたが、これを踏まえても、依然として、当社取締役会が上記判断を行うために必要な情報はご提供頂けておりません。

また、当社は、貴社らから、上記情報の提示を行うためには当社の非公開情報が必要であるとの要請を受け、同年9月以降、当社及び貴社らの事務局間の協議を通じて当該非公開情報の提供を行っていましたが、貴社らからの要請により同年10月中旬以降事務局間の協議は一方的に打ち切れ当社代表取締役社長と貴社ら代表との間のトップ面談に移行し、且つ、トップ面談は一定の期間に亘り複数回実施される予定だったため、貴社らから上記情報をご提示頂ける見込みは乏しくなりました。加えて、貴社らは、同年12月5日に最後のトップ面談が行われた後、同月13日、突如として、当社との間の秘密保持契約に違反して当社と貴社らとの間の交渉内容を公表されたため、それ以降、貴社らから上記情報の提供を受けることはもとより、当社と貴社らとの間の情報の授受さえもままならない状況に陥りました。

しかしながら、当社取締役会は、上記のような状況に陥ってもなお、当社の中長期的な企業価値ないし株主共同利益の最大化のためには、十分な情報を得た上で貴社らの提案に賛同するか否かを判断する必要があることから、本年1月、貴社らが要請した当社の非公開情報を貴社らに提供した上で、貴社らに対して、改めて、上記情報の提供をお願いした次第です。

貴社らは、本年1月の情報提供依頼のみを切り取って、「買収提案に賛同しないための上辺だけの理由を取り繕う目的」などと述べておりますが、そのような目的でないことは、上記の経緯からも明らかです。

## (2) 「当社の経営の基盤」が崩壊するリスクについて(質問3について)

当社の2月20日付け書簡2～3頁の2.をご参照ください。なお、ご参考までに、該当箇所を以下に再掲します。

当社が公共事業として入札手続を伴う工事や港湾・国防に関わる工事を安定的且つ継続的に受注できているのは、当社が、これらを受注するために不可欠な、法令遵守体制及び機密情報の厳重な管理体制を構築し運用してきたことや、これらの工事を実施するために協働する様々な関係者から厚い信頼を得て良好な関係を維持していることが大きな要因であり、これらの要因が損なわれた場合には、これらの工事への参画ができなくなるなど、「当社の経営の基盤」が崩壊するリスクがあることは、当社取締役会の共通認識です。

なお、貴社らは、当社取締役会が「当社の経営の基盤」の議論を用いて貴社らの提案の断念を迫る戦略を採用し、その間、その他の検討を怠ったなどと主張されています。しかしながら、事務局間の協議において「当社の経営の基盤」のご説明を行うことは予め両社間で合意された事項であり、且つ、トップ面談に際しても、貴社ら代表からその説明を伺いたいと要請されたため、ご説明差し上げてきたものです。また、事務局間の協議では、あらかじめ両社間で進行方法や協議すべき事項を合意した上で、「当社の経営の基盤」のみならず、貴社らの事業概要や当社の事業計画に関する双方向の質疑応答、貴社らの提案の検討スケジュールについて協議を進めてきた事実を申し添えます。

また、当社取締役会は、貴社らから提供を受けた限定的な情報に基づき、これまでも継続して貴社らの提案について可能な限り真摯に検討を行ってきており、貴社らの主張は事実を歪曲するものと言わざるを得ません。

なお、貴社らは、2022年11月14日に、貴社らに関与される当社の事業領域を限定すれば「当社の経営の基盤」への影響が解消されることを前提とした提案をされていますが、上述のとおり、「当社の経営の基盤」は、特定の事業領域に関する個別の事情のみに依拠するものではなく、貴社らのご提案の方法によって上記リスク・影響が解消されることにはなりません。

当社取締役会は、貴社らの提案について現在も検討中であるところ、貴社らから十分な情報が提供されず、貴社らの企業価値向上策が当社の経営にもたらす影響の評価・検討も完了していない状況では、貴社らの提案を踏まえた当社の監督官庁その他の関係者に対する

る説明よりも、当該評価・検討を進める必要があります。

### (3) 貴社らから提供された情報の十分性について(質問4について)

当社の2月20日付け書簡3頁の3.をご参照ください。なお、ご参考までに、該当箇所を以下に再掲します。

貴社らは、「具体的な施策及び定量的なインパクトを含む資料」を既に当社に提供済みであり、当社取締役会が貴社らの提案について十分な検討を行うことは可能とお考えのようですが、繰り返し申し上げているとおり、当社取締役会としては、貴社らの企業価値向上策を定量的に評価し、また、貴社らの企業価値向上策が当社の財務体質・キャッシュフローに及ぼす影響や、貴社らが提案する超長期的視野に基づく柔軟な大型投資に関する投資計画の具体的内容を評価する必要があります。そのためには、貴社らの想定投資期間における各期の①貸借対照表、②損益計算書、及び、③買収資金の調達・返済・回収、設備投資、M&A投資等の投資計画とそのため資金調達も含めたキャッシュフロー計算書の見込み等の情報が必要ですが、貴社らからは、未だにこれらの情報の一部(貴社ら企業価値向上プランによる当社営業利益額へのインパクトのみ)しかご提供頂けておりません。

### (4) インフロニアHDに対する情報提供要請との比較について(質問5について)

当社の2月20日付け書簡3頁の4.をご参照ください。なお、ご参考までに、該当箇所を以下に再掲します。

貴社らは、当社取締役会が貴社らに対して提供を要請している情報と同程度の情報をインフロニアHDに対しても要請したのかを質問されていますが、当社は同社に対しても、その提案を評価するために必要な情報の提供を要請し、当該評価に十分な情報の提供を受けております。なお、当然ながら、貴社らとインフロニアHDの提案内容は同じではなく、また、当社とインフロニアHDとは、同社の完全子会社である前田建設工業株式会社と当社との間の20年以上に亘る資本業務提携関係の下、建設事業を営む会社としてそれぞれの強みを持つ事業を相互に活用する取組みを行ってきているのであり、当社と何ら取引関係や資本関係もなく、建設事業との関わりや当該事業を営む能力の有無も全く不明な貴社らとインフロニアHDとでは、当社との関係性も大きく異なることから、貴社らとインフロニアHDの提案の評価に必要な情報は同程度ではありません。

## 2. 貴社らの2023年3月9日付け書簡の追加質問への回答

### (1) 当社取締役会及び当社特別委員会の役割について(追加質問①について)

詳細は、当社の2023年2月15日付けプレスリリースに記載のとおりですが、当社取締役会は、貴社らのご提案について最終的に当社としての意見を決定する主体です。一方、当社特別委員会は、当社取締役会の意思決定の恣意性を排除し、意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保することを目的として、上記決定に当たって、当該提案の当社の中長期的な企業価値・株主利益の見地からの妥当性・相当性について検討及び評価し、取締役会に対して、答申又は意見を申し述べます。

同プレスリリースに記載のとおり、貴社らによる当社の企業価値向上策に関する事業面における評価については、本特別委員会による直接的な評価は行わず、当社取締役会がその評価を行い、特別委員会は、当社取締役会が行う当該評価について、当社の中長期的な企業価値・株主利益の見地からの妥当性・相当性を検討及び評価することとしています。そのため、当社取締役会は、貴社らに対して、当社取締役会による上記評価のために必要な情報の提示を引き続き要請しています。

### (2) 当社特別委員会設置前の協議の意義(当社取締役会が貴社らの提案についてこれまでに行ってきた対応)について(追加質問②について)

当社取締役会は、事務局間協議及びトップ面談を通じて得た情報を踏まえて、貴社らの提案の理解に努め、協議を重ねて検討を行ってきております。当社特別委員会による検討は、その設置までに当社取締役会において行ってきた協議の内容をも踏まえて行われま

す。

なお、当社は、貴社らに対して、2022年4月27日付けで「質問事項」をお送りし、当社が貴社らの完全子会社として非公開化された場合に貴社らが想定されている当社の事業計画(財務計画、資金計画、投資計画、資本政策及び配当政策を含みます。)を具体的にご説明頂くようお願い致しました。当社は、その後も、再三に亘りそのご説明をお願いしてきましたが、それから320日以上も経過した本日時点においても貴社らからご説明頂けていない状況が続いております。他方で、当社は、貴社らから要請された当社の非公開情報を2023年1月に提供済みです。このような状況にもかかわらず、未だに「情報提供の前提」として当社への質問を行い、誠実に回答を行うことを避ける貴社らの態度は、不合理です。

### (3) 特別委員会が公正に機能するか否かについて(追加質問③について)

当社特別委員会は、2022年6月に開催された当社定時株主総会において適正に選任された独立社外取締役をはじめとする当社から独立した立場の委員により構成されており、貴

社らの提案についての当社の意思決定の恣意性を排除し、意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保するために適切且つ十分な構成です。そのため、当社取締役会は、当社特別委員会が貴社らの提案を公正にご検討頂けるものと考えております。

なお、貴社らは、当社取締役会が貴社らから十分な情報をご提供頂き、株主の皆様及び当社取締役会が貴社らの提案について十分に熟慮し、適切な判断を行うための時間と情報を確保することを目的として2022年5月24日に導入した対応方針及び貴社らの提案に関する検討プロセスが不適切であることを前提とした質問をされていますが、当社特別委員会の委員である当社社外取締役を含め、当社取締役会は、それらの検討プロセスは適切に行われたと考えております。

また、貴社らは、当社取締役会が、2022年7月下旬には、「基盤崩壊論を根拠として非公開化はできない」旨を貴社らに伝達する方針を決定していたと主張されていますが、そのような事実はございません。

以 上